

## 国土強靱化の取組の着実な推進について（案）

令和 4 年 8 月 2 日  
国土強靱化の推進に関する  
関係府省庁連絡会議

### 1. 基本認識

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震も切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。このため、令和 2 年 12 月に「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（以下「5 か年加速化対策」という。）を閣議決定し、防災・減災、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとした。
- 令和 4 年 6 月には、当該年度に実施すべき主要施策を明示するとともに、定量的な指標により進捗状況を把握・管理し、施策の充実を図るため、国土強靱化年次計画 2022（以下「年次計画 2022」という。）を国土強靱化推進本部において決定したところであり、関係府省庁においては、年次計画 2022 に定める施策の推進方針に則り、各施策の目標が着実に達成されるよう、5 か年加速化対策をはじめとする国土強靱化の取組を進めていくことが必要である。
- 一方、国土強靱化をさらに推進し実効性あるものとするためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠である。
- 国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）は、令和 3 年度末までに都道府県においては全て、市区町村においても約 97%で策定され、各地域において計画に基づき強靱化の取組が進められている。今後、国土強靱化のさらなる推進のためには、未策定の市区町村における速やかな地域計画策定とともに、策定された地域計画の不断の検証、見直しにより計画内容の充実を図っていくことが重要である。
- また、民間の取組は、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらす、我が国の持続的な経済成長等にも貢献するものであることを踏まえ、国土強

靱化貢献団体認証制度の周知・普及、企業の生産力の強靱化を図ること等を通じて、民間の取組を促進することが重要である。

- 今後も、国と地方公共団体、官と民が連携しながら、強靱な国づくりを着実に強力に進めていく必要がある。

## 2. 国土強靱化の取組の着実な実施に向けて

関係府省庁は、以下に留意しつつ、年次計画 2022 に定められた施策を着実に推進するとともに、今年度の災害発生状況を踏まえ、適切な対応を速やかに行う。

### (1) 5か年加速化対策の推進

- 年次計画 2022 において、5か年加速化対策のフォローアップを行った結果、全体でおおむね 15 兆円程度の事業規模（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）を目途としていたところ、2年目となる令和4年度までに約 7.2 兆円の事業規模となることを確認したところである。5か年加速化対策による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、安全、安心かつ災害に屈しない強さとしなやかさを備えた国土づくりを計画的かつ強力に進めることとする。
- 関係府省庁は、対策ごとに設定した中長期の目標に基づき進捗管理を行い、地域経済の活性化に寄与する公共事業等が円滑に実施されるよう、適正な積算の実施や工期の設定に努めるとともに、国庫債務負担行為の積極的な活用による施工時期の平準化や地域の実情を踏まえた適切な規模での発注等を推進するなど、適切な執行等に努める。

### (2) 国土強靱化基本計画の見直し

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定)(以下、「骨太の方針 2022」という。)において、「国土強靱化基本法の施行から10年目を迎える中、これまでの成果や経験を生かし、「5か年加速化対策」後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことの重要性等も勘案して、次期「国土強靱化基本計画」に反映する」とされている。このことを踏まえ、今後重点的に実施していく施策の抽出・分析を検討しつつ、脆弱性（予備）評価を実施する。

### (3) 地域計画の策定・改訂及び地域の国土強靱化の取組の促進（国土強靱化地域計画に基づき実施される地域の強靱化の取組支援）

- 地域計画は、基本計画と調和を保つ必要があり、また、地域の強靱化に資する施策は国が実施主体となっているものも多いことから、関係府省庁（出先機関を含む）は、地域計画の策定・改訂や、地域計画に基づく取組を実施する地方公共団体等と十分な連携を図るとともに、必要な協力・支援を行う。
- 関係府省庁は、地方公共団体が策定した地域計画に基づく取組等に対し、令和4年度予算の58の交付金等の交付にあたって、「重点化」・「一定程度配慮」を行うなどの支援を行う。
- 地域計画が強靱化の取組の促進に際して実効性を発揮するためには、「いつまでに」「誰が」「どこで」「何を」するのかを明確に定めることが重要であることを踏まえ、令和5年度以降、交付金・補助金制度の趣旨等に留意しつつ、当該年度の採択、予算配分において、地域計画に実施箇所等の具体的な内容が位置づけられた事業への「重点化」をさらに進めるとともに、地域計画の策定を交付要件とする「要件化」の対象の追加について検討する。
- 地域計画の策定状況に応じた地方公共団体等の取組に対する、関係府省庁による令和5年度予算の「重点化」の状況を、令和5年7月頃に内閣官房において取りまとめ・公表する。

### (4) 民間取組の促進

- 関係府省庁は、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み（例えば、規制の見直し、税制の活用、ESG投資やインパクト投資の促進等）の具体化を着実に進める。加えて、民間企業等の事業継続の取組を一層促進する。

### (5) 広報・普及啓発活動の推進

- 令和4年6月に策定した「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」に基づき、内閣官房や関係府省庁は、受け手の視点に立った、わかりやすい情報発信の強化に努める等の主体的・積極的な広報・普及啓発活動を実施する。具体的には、
  - ① 内閣官房は、災害発生時に実際に効果を発揮した事例について関係府省庁

の協力を得てとりまとめ・情報発信、HP での情報発信の強化（過去の災害の動画アーカイブや関係府省庁の取組等が一覧できるページの作成）等を実施する。

- ② 関係府省庁が共通して取り組む事項として、国土強靱化に関する HP の作成等、主体的・積極的な広報・普及啓発活動や、国土強靱化に関する事業で工事等を実施する際には、現場の看板等に国土強靱化の関連工事であることを明記することなどにより周知に努めるなどを実施する。

また、関係府省庁ごとの主な取組として、関係府省庁が行う国土強靱化関係事業に関する広報・普及啓発活動（効果事例等のとりまとめ・普及啓発等）、民間企業・団体等の国土強靱化を促進するための広報・普及啓発活動（各業界の BCP 策定支援等）、国民向けの取組（防災教育の充実・促進等）を実施する。

### 3. 令和5年度予算の概算要求等について

- 骨太の方針 2022 において、「切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する」こととされている。また、「中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める」こととされている。
- このため、関係府省庁は、国土強靱化関係予算について、基本計画及び年次計画 2022 に則るとともに、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進するため、「重要政策推進枠」の活用も含め、メリハリをつけた令和5年度概算要求および税制改正要望等を行う。このうち、5か年加速化対策に係る予算については、「次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討する」等とした趣旨に沿って、適切に対応する。
- なお、要求に当たっては、横断的分野である「リスクコミュニケーション」「人材育成」「官民連携」「老朽化対策」「研究開発」に係る取組、ハード・ソフト一体となった取組、及び非常時のみならず平常時にも活用される取組にも留意する。
- 内閣官房は、8月末を目途に、関係府省庁の概算要求と税制改正要望を取りまとめ、公表する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)

### 第3章 内外の環境変化への対応

#### 2. 防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

(防災・減災、国土強靱化)

切迫する大規模地震災害<sup>1</sup>、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」<sup>2</sup>に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」<sup>3</sup>を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。

また、国土強靱化基本法<sup>4</sup>の施行から10年目を迎える中、これまでの成果や経験を生かし、「5か年加速化対策」後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことの重要性等も勘案して、次期「国土強靱化基本計画」に反映する。

<sup>1</sup> 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等(これらに起因する津波を含む)。

<sup>2</sup> 平成30年12月14日閣議決定。

<sup>3</sup> 令和2年12月11日閣議決定。

<sup>4</sup> 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)(抜粋)

#### 第4章 対策の事業規模

第2章において示した重点的に取り組むべき対策について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、今後5年間でおおむね15兆円程度を目途としており、別表のとおりである。また、対策の初年度については、令和2年度第3次補正予算により措置する。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融资のほか、民間事業者等による事業が想定されている。